

大規模災害時における応急対策業務に関する協定

東御市（以下「甲」という。）と長野県建設業協会上小支部長（以下「乙」という。）とは、大規模災害発生時における応急対策業務に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害発生時における甲が実施する応急対策業務（以下、「応急対策業務」という）に関して、乙に協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（業務の内容）

第2条 応急対策業務は、甲が管理する公共施設における損壊箇所の応急措置、障害物の除去等とする。

（協力要請）

第3条 甲は、第2条に規定する業務について、市管轄内の関係団体又は建設業者が対応困難なとき、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から前項による要請があったときは、特別の理由がない限り、速やかに協力するものとする。

（費用負担）

第4条 乙が実施する応急対策業務の費用は、甲が負担する。

（連絡体制）

第5条 甲と乙は、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に緊急連絡体制を確認するものとする。

2 甲は、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合に備え、災害時の連絡を円滑に実施するため、年度当初に長野県との緊急連絡体制を確認するものとする。

（実施要請）

第6条 甲は、第3条により応急対策業務の協力要請の必要があると認めたときは、乙に対し、業務の内容をできる限り具体的に要請するものとする。実施要請は原則書面によるものとし、口頭による要請をしたときは、速やかに書面による要請をするものとする。なお、書面は電子メール又はこれに類するものを含むものとする。

2 甲は、前項の要請をしたときは、長野県に要請内容を連絡するものとする。

3 乙は、第1項の規定に基づく要請があったときは、速やかに会員に応急対策業務を実施させるものとし、その会員を甲に報告するものとする。なお、支部の会員が対応できないときは、乙は県建設業協会本部に応援調整を要請して、他支部の協力を得ができるものとする。

（業務の実施）

第7条 乙から応急対策業務の実施を指示された会員は、直ちに応急対策業務を実施するものとする。

2 会員は、応急対策業務に従事する現場責任者、出勤時間、及び建設資機材等を乙に報告するものとする。乙はこれを取りまとめ甲に報告するものとする。

（業務の指示）

第8条 応急対策業務の実施に当たっては、甲が原則書面により指示し、乙はその指示に従うものとする。指示を口頭としたときは速やかに書面により指示の内容を示すものとする。

また、長野県が実施する応急対策業務と密接に関連する場合、迅速に対応するため、甲は、長野県と相互に協力して指示内容を調整するものとする。

（業務の報告）

第9条 会員は、応急対策業務が完了したときは、直ちに乙に報告し、乙はこれを取りまとめ甲に報告するものとする。

（請負契約）

第10条 甲と会員とは、東御市財務規則等の所定の規定に基づく手続きにより、速やかに応急対策業務に係る工事請負契約を締結するものとする。

2 会員は、請負契約の根拠とするため、工事内容が判断できる写真等の資料を整備するものとする。

（損害補償）

第11条 請負契約（建設工事標準請負契約約款等）に定めるところによる。

2 会員は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用を受けられるよう手続きするほか、法定外の労災保険に付すものとする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議して定めるものとする。

附 則

この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。

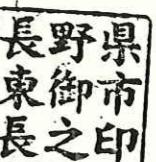
ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙のいずれかが文書による意思表示をしないときはさらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲と乙が押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和3年11月18日

甲 東御市
東御市長

花岡利夫



乙 長野県建設業協会上小支部
支部長 柳沢昌美

